

一般社団法人八日市まちづくり公社コンプライアンス等に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般社団法人八日市まちづくり公社(以下「公社」という。)の運営理念に基づき、コンプライアンス等の取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することにより、公社におけるガバナンスの強化と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規則は、公社のすべての社員、役員、職員、ボランティアスタッフ及びその退任・退職者(以下、「役職員」という。)に対して適用する。

(基本的人権の尊重)

第3条 公社は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為をしてはならない。

(組織の使命と社会的信用の維持)

第4条 公社は、その設立目的に基づき地域社会に貢献する責務を負っていることを認識して事業運営に当たらなければならない。

2 役職員は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、公社の社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

(法令等の遵守)

第5条 公社は、関係法令及び公社の定款その他の規則等を厳格に遵守(以下、「コンプライアンス」という。)し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 役職員は、公社におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めなければならない。

3 代表理事は、コンプライアンスの推進について最終責任を負うものとし、コンプライアンス体制及びその整備に関わる施策等を統括する。

4 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかに代表理事に報告する。ただし、公益通報者保護に関する規定に基づく通報等を行った場合は、この限りでない。

5 公社は、コンプライアンス違反事件が発生した場合は、迅速に次の対応を行う。

(1)コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析・検討

(2)コンプライアンス違反関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定

(3)原因究明に向けた分析及び検討結果並びに職員の処分及び再発防止策の公表

(公益通報制度)

第6条 公社は、不正行為による不祥事の防止及び早期発見、自浄作用の向上、風評リスクの管理及び公社に対する社会的信頼の確保のため、公益通報制度を設ける。

2 公社は、役職員が不正行為等を相談・通報するために次の窓口を設ける。

(1) 監事

(2) 事務局長

3 社は、通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置を行ってはならない。

(反社会的勢力との断絶)

第7条 社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては断固たる行動をとるものとし、一切の関係を断絶する。また、反社会的勢力・団体の活動を助長するような行為は一切行わない。

(私的利益追求の禁止)

第8条 役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第9条 役職員は、その職務の執行に際し、社との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他社が定める所定の手続に従わなければならない。

2 社は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告させるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第10条 社は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

2 役職員は、宗教団体、政党、特定の公職の候補者、反社会的団体等に社の資金が利用されることのないよう細心の注意を払わなければならない。

(情報開示及び説明責任)

第11条 社は、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第12条 社は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規則の改廃)

第13条 この規則を改廃するときは、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規則は、令和3年9月22日から施行する。